

八十二長野クイックカードローン・カード規定《経費精算カードローン（随弁式）》

1.（クイックカードローン・カードの利用）

「八十二長野クイックカードローン」取引に使用するクイックカード（以下「クイックカード」という）は次の取引に利用することができます。

- (1) 当行ならびに当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払事務を提携した金融機関（以下「提携銀行」という）、の現金自動支払機（自動預金入金支払機を含む。以下「支払機」という）を使用してクイックカードローン指定口座（以下「指定口座」という）から当座貸越借入金の払出しをする場合（以下「払出し」という）。
- (2) 当行の自動預金入金支払機（以下「預金機」という）を使用して指定口座の当座貸越借入金を任意返済する場合（以下「返済」という）。
- (3) 当行所定の預金機を使用して払出金額を他の預金等に振替える場合（以下「振替え」という）。
- (4) 当行所定の振込機能付自動預金入金支払機（以下「振込機」という）を使用して払出金額を振込む場合（以下「振込み」という）。

2.（利用手数料）

- (1) 当行の支払機を使用して払出しをする場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の利用手数料（以下「手数料」という）を支払ってください。

この手数料は、払出時に、通帳および払戻請求書なしで、指定口座から自動的に引落します。

- (2) 提携銀行の支払機を使用して払出しをする場合および提携銀行の振込機を使用して振込む場合に、提携銀行が所定の手数を定めているときは、提携銀行に対し手数料を支払ってください。

この手数料は、払出時に、通帳および払戻請求書なしで、指定口座から自動引落しのうえ、当行から提携銀行に支払います。

- (3) 振込機を使用して振込む場合は、当行所定の振込手数料を支払ってください。この振込手数料は、払出時に当行所定の請求書なしで、指定口座から自動的に引落します。

3.（支払機による払出し）

- (1) 支払機を使用して払出しをするときは、支払機にクイックカードおよび通帳を挿入して届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。

この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 当行の支払機を使用して払出す場合、1回あたりの払出しは、当行が定めた金額の範囲内とします。また提携銀行の支払機を使用して払出す場合、1回あたりの払出しはその提携銀行が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 当行の支払機および提携銀行の支払機を使用して払出す場合、1日あたりの払出しは、当行が定めた金額の範囲内とします。なお、この金額は当行所定の方法により、所定の範囲内で変更することができます。
- (4) 当行もしくは提携銀行の支払機により払出しをする場合に、払出金額と前記2による手数料金額の合計額が貸越極度額を超えるときは払出しができません。

4.（預金機による振替え）

- (1) 預金機により振替えるときは、預金機にクイックカードおよび振替先口座の通帳を挿入し届出の暗証と振替金額等をボタンにより操作してください。

この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 預金機により振替えるとき、1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行が定めた範囲内とします。

5.（振込機による振込み）

(1) 振込機により振込むときは、振込機にクイックカードを挿入し届出の暗証と振込金額等をボタンにより操作してください。

この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 当行または提携銀行の振込機により振込むとき、1回あたりの振込金額は、各銀行所定の範囲内とします。

(3) 当行および提携銀行により振込む場合、1日あたりの振込み金額は当行が定めた金額の範囲内とします。なお、この金額は当行所定の方法により、所定の範囲内で変更することができます。

(4) 当行または提携銀行の振込機により振込むときに、振込金額と前記2による振込手数料金額の合計額が貸越限度額を超えるとときは振込むことができません。

6.（預金機による返済）

(1) 預金機を使用して返済するときは、預金機にクイックカードもしくは、通帳と現金を挿入して操作してください。

(2) 預金機による返済は、預金機の機種および利用時間等により当行が定めた種類の紙幣および硬貨とし、1回あたりの返済は当行の定めた枚数による金額の範囲内とします。

7.（預金機、支払機、振込機故障時等の取扱い）

(1) 停電、故障等により預金機、支払機による払出しまたは返済ができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でクイックカードにより払出しまたは返済ができます。ただし、払出しの場合は、当行が支払機故障時等の扱いとして定めた金額を限度とします。

(2) 前項により払出しまたは返済する場合には、当行所定の請求書または入金票に氏名および金額を記入のうえ、クイックカードとともに提出してください。

(3) 停電、故障等により預金機による振替えまたは振込機による振込みができないときは、前項により当行本支店の窓口で、クイックカードにより払出したうえ、窓口で、当行所定の手続により振替えまたは振込みを行ってください。

8.（カード・暗証の管理）

(1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、当行所定の方法により使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

(4) 当行にカードが拾得物として届出があった場合は、直ちにカードによる支払機による払出し、預金機による振替え、振込機による振込み、預金機による返済、の利用停止措置を講じます。当該カードは、裁断処分する場合があります。

9.（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

11. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

12. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

13. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については当行は責任を負いません。なお、提携銀行の支払機・振込機を使用した場合の提携銀行の責任についても同様とします。

14. (解約等、カードの利用停止等)

(1) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。

この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

(2) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。

この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第16条に定める規定に違反した場合

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

(3) 当行所定の回数を超えてカードの暗証を誤って入力した場合は利用できません。

15. (クイックカードの有効期限)

クイックカードによる当座貸越取引の有効期限は、八十二長野クイックカードローン契約書（以下「契約書」という）に定める契約期限とし、契約書にもとづく当行との約定により八十二長野クイックカードローン契約の解約または終了した場合には、それ以降使用中のクイックカードによる当座貸越取引は行うことができません。

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

クイックカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、契約書および次の当行規定により取扱います。

八十二長野クイックカードローン規定

クイックカード規定

定期預金規定

普通預金規定

総合口座取引規定

リレーつみたて定期預金規定

振込明細帳利用規定

当座勘定規定

18. (規定の変更)

この規定が変更された場合には、変更後の規定により取扱います。

以 上